



発行  
東京都

目次

77

規則

○東京都公文書管理委員会規則の一部を改正する規則………（総務局総務部文書課）…

規則

東京都公文書管理委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十二号

東京都公文書管理委員会規則の一部を改正する規則

東京都公文書管理委員会規則（令和元年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「条例」という。」を削る。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由により、知事が必要と認めるときは、出席に代えて、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出その他の方法によることができる。

第四条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第二項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席した委員」とあるのは、「書面の提出その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

第五条第二項中「同条中」を「同条第一項から第三項までの規定中」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

